

生産性向上・職場環境整備等支援事業に関するFAQ

生産性向上・職場環境整備等支援事業について

Q 1 生産性向上・職場環境整備等支援事業の目的は。

A 1 本事業は、人材確保が喫緊の課題となっている中で、限られた人員により効率的に業務を行う環境の整備費用に相当する金額を、給付金として支給することにより、業務の生産性を向上させ、職員の処遇改善につなげることを目的としています。

Q 2 いつからいつまでの経費が対象になるのでしょうか。

A 2 令和6年4月1日時点において人材確保が喫緊の課題となっており更なる処遇が必要な状況にあることを踏まえ、対象期間は令和6～7年度の取組（R6.4.1～R8.3.31）を対象とします。

Q 3 支援金支援事業のお知らせが届いたが、WEB申請と郵送どちらで実施してもよいのか。

A 3 原則、特設ホームページからのWEB申請をお願いいたします。
WEB申請ができない場合は郵送による申請も可能ですが、WEB申請よりもかなりのお時間をいただきますので予めご了承ください。

Q 4 問い合わせ先が千葉県庁ではなく、株式会社エイチ・アイ・エスとなっているのはなぜか。

A 4 千葉県では、本事業を実施するにあたり、事務局やコールセンターの設置等の一部の業務について、株式会社エイチ・アイ・エスに委託しております。

Q 5 申請書類は持参により提出できるか。

A 5 WEB または郵送による申請のみの対応とさせていただいておりますので、持参による申請についてはご遠慮いただいております。

Q 6 申請のための書類は何が必要か。

A 6 申請に必要な書類については特設ホームページをご確認ください。

Q 7 医療機関から県に申請書兼請求書を提出する際、法人から、当該法人が運営する複数の施設を取りまとめて申請することは可能でしょうか。

A 7 まとめて申請することも可能です。ただし、県から法人の口座に複数施設の給付金が一括で振り込まれた後、各施設の申請額と齟齬を来さないように配分してください。

Q 8 機器の購入や処遇改善を行ったことを証明する生類（領収書等）について、申請時や実績報告時に添付する必要がありますでしょうか。

A 8 執行事務の簡素化を図る観点から、申請時や実績報告時の証拠書類の添付は不要とします。

なお、領収書や賃金台帳等の帳簿等の証拠書類については、補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間は対象施設で保管してください。

（例 令和 7 年度に交付→令和 8 年度から 5 年間保存が必要）

Q 9 本事業の申請額算出における許可病床数には、一般病床以外の病床も含まれるのでしょうか。

A 9 申請日時点における、一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床、結核病床等、医療法上の使用許可病床数の合計となります。

Q10 例えば、9 月 1 日に「病床数適正化支援事業」等により病床を削減し、10 月 1 日に「生産性向上・職場環境整備等支援事業」の申請をした場合、給付額の基準となる病床数は削減前と削減後のどちらになりますでしょうか。

Q10 基準となる病床数は本事業の支給申請時点における使用許可病床数となります。

例示の場合は、削減後の病床数を基準としてご申請ください。

Q11 本事業以外にも、生産性向上に活用できる税制優遇措置などの支援制度はありますか。

A11 医療機関が、各都道府県に設置された医療勤務環境改善支援センター（勤改センター）の助言の基に作成した「医師等勤務時間短縮計画」に基づき、労働時間の短縮による勤務環境の改善のために取得した器具・備品（医療用機器を含む）、ソフトウェアのうち一定の規模（30 万円以上）のものについて、特別償却額として取得価格（※）の 15% を、機器導入初年度の取得税または法人税の課税額を計算する際の必要経費に算入する

ことができます（医師及びその他の医療従事者の労働時間短縮に資する機器等の特別償却制度）。

本税制の活用には「医師等勤務時間短縮計画」の作成が必要になりますが、勤改センターに配置されたアドバイザーが計画再生の助言等を行うことが可能であるため、本税制の詳細等については、各都道府県の勤改センターにお問合せください。

※ 補助金等を活用して取得したものである場合には、購入金額から補助金分を差し引いた部分が本税制の対象になります。

※ 制度概要 <https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/001548619.pdf>

Q12 地域医療総合確保基金の事業区分Ⅵ（勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業）等の既存の補助事業によりＩＣＴ機器の導入費用の補助等を受けている医療機関も給付対象となりますでしょうか。

A12 既存の補助事業による補助を受けている医療機関においても、本事業による給付を受けることは可能です。

ただし、既存の補助事業により導入したＩＣＴ機器等の導入経費に給付金を充当することはできませんので、新たに業務効率化に資する機器の導入を行ってください。

Q13 例えば、「ＩＣＴ機器等の導入による業務効率化」に使用することとして１８万円を申請して概算で交付を受けた場合、実際には１５万円を使用し。残額の３万円を「給付金を活用した更なる賃上げ」（例：一時金）に充てた場合は改めて申請する必要があるのでしょうか。それとも、実績報告時に「ＩＣＴ機器等の導入による業務効率化」として１５万円を使用したことと、「給付金を活用した更なる賃上げ」として３万円を使用したことをそれぞれ報告することで足りるでしょうか。

A13 実績報告時に報告いただくことで足ります。

ベースアップ評価料について

Q14 対象となるベースアップ評価料を教えてください。

A14 以下のいずれかのベースアップ評価料を届け出ている施設が対象となります。

【病院・有床診療所】

0100 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）

P100 歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）

0102 入院ベースアップ評価料（医科）

P102 入院ベースアップ評価料（歯科）

訪問介護ベースアップ評価料（Ⅰ）

【無床診療所・訪問介護ステーション】

0100 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）

P100 歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）

訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）

Q15 ベースアップ評価料の届出はいつまでに行えばよいのでしょうか。

A15 令和7年3月31日時点でベースアップ評価料を届け出ていることが要件になります。「届出」とは厚生局に書類が到達した日を指し、令和7年3月31日までに届出を行い、令和7年4月1日以降、書類の不備があつて辺類された場合や、審査支払機関から返戻された場合でも、最終的に受理されていれば届出日に届け出たものと見なします。

Q16 ベースアップ評価料については本事業終了時点においても算定を行っている必要はないのでしょうか。

A16 算定を支給要件とはしませんが、職員の処遇改善につながることを目的としている事業趣旨を鑑み、可能な限り算定を行っていただくようお願いします。

Q17 ベースアップ評価料について、診療報酬については、令和7年4月1日までに届出を行えば同年4月から算定可能となりますが、本事業については、同年3月31日までに届出する必要があるのでしょうか。

A17 令和7年3月31日時点でベースアップ評価料を届け出ている必要があります。

Q18 令和7年事業として事業を実施した場合、本事業の支給対象となるためのベースアップ評価料の届出期限は延期されますか。

A18 令和7年度事業として実施する場合でも、本事業の支給対象となるためには令和7年3月31日までに届け出ている必要があり、届出期限は延長されません。

ICT 機器等の導入による業務効率化について

Q19 給付金の支給対象となる取組のうち、「ICT機器等の導入による業務効率化」について、具体的にどういった取組が給付対象となるのでしょうか。

A19 導入により施設内の業務効率化に資するICT機器等が給付の対象となります。

例えば、タブレット端末、臨床センサー、インカム、WEB会議設備、床拭きロボット、監視カメラなどの危機が想定されますが、これらの機器以外にも、施設内の業務効率化に資するもの（例：マイナンバーカードのカードリーダー、業務効率化に資する医療機器やロボット等）であれば幅広く対象となり得ます。

また、ICT機器以外の機器、あるいはソフトウェアなどについても、導入により施設内の業務効率化に資することが認められるものであれば対象となり得ます。

Q20 「ICT機器等の導入による業務効率化」について、ICT機器等の導入に附随して導入が必要な設備（Wi-Fi、ルーターなど）やサービスの導入に伴い発生する毎月の利用料のようなランニングコストなども給付対象となりますか。

A20 本事業は、人材確保が喫緊の課題となっている中で、限られた人員により効率的に業務を行う環境の整備費用に相当する金額を給付金として支給することにより、業務の生産性を向上させ、職員の処遇改善につなげることを目的としています。

こうした目的に合致するものは、導入により施設内の業務効率化に資することが認められる機器等に要する費用そのものとどまらず、当該機器の導入に附随して必要な費用などについて、幅広く対象となり、例示された経費も対象となり得ます。

ただし、事業目的に明らかに合致していない経費や、事業の対象期間外に生じる利用などについては対象になりません。

※例えば、機器の導入に伴い必要となる利用料の契約期間が、事業の対象期間外にまたがっている場合には、対象期間分の金額に按分するなどして適切に算出ください

Q21 搬送ロボットを導入する際、エレベータの改修工事が必要になります。この場合、搬送ロボットの導入費用だけでなく、改修工事費用も支給対象となりますか。

A21 搬送ロボットの導入に付随する改修工事費用は、Q A20「機器の導入に附随して必要な費用」に該当し、対象となり得ます。

Q22 現在「手動ベッド」を使用しており、業務効率化を目的として「電動ベッド」の導入を検討しています。電動ベッドは、離床センサー等が内蔵されていなければ支給対象とならないのでしょうか。

A22 現在設置されているベッドが手動であることにより介助等に人手を要しているところ、電動ベッドの導入によってこれが軽減され、業務が効率化されるということであれば、離床センサー等が内蔵されていない電動ベッドであっても対象となり得ます。

Q23 「ＩＣＴ機器等の導入による業務効率化」について、ＩＣＴ機器等をリース契約で導入する場合も対象になりますでしょうか。

A23 事業の対象期間内に生じる金額については対象になり得ます。

Q24 令和６年度より前に既に導入したＩＣＴ機器等の毎月の利用料（ランニングコスト）やシステムの更新費用も対象になりますでしょうか。

A24 新たに導入するＩＣＴ機器等を想定しているため、既存の機器のランニングコストやシステム更新費用は対象となりません。ただし、既存のシステムに新たに業務効率化に資する機能を追加するなどの機能改修を行う場合の費用については対象となり得ます。

Q25 給付の対象となる経費について機器１台の購入価格に上限はありますか。

A25 給付の対象となる機器・備品１台の購入価格に上限は定めていません。

※対象医療機関等の区分ごとの給付の上限額は決まっています。

Q26 「ＩＣＴ機器等の導入による業務効率化」の取組を検討していますが、機器の導入費用が支給額（基準額）に満たない場合はどうすればいいですか。

A26 事業の目的を踏まえ、「給付金を活用した更なる賃上げ」による職員への一時金の支給などにより、支給額（基準額）以上の取組となるようご検討ください。

Q27 ＩＣＴ機器等の導入を行った場合、いつまでに納品を行っている必要がありますか。

A27 補助対象期間内（令和８年３月３１日まで）に終えている必要があります。

タスクシフト／シェアによる業務効率化について

Q28 給付金の支給対象となる取組のうち「医師事務作業員、看護補助者等の職員の新たな配置によるタスクシフト／シェアによる業務効率化」について、具体的にこういった取組が給付対象となるのでしょうか。

A28 既に雇用している医師や看護師等の職員の負担軽減のため、新たに医師事務作業補助者や看護補助者などの職員の職員を雇用する際の人件費が対象となります。

- また、従前から勤務している職員が、
- ・新たに医師や看護師等の職員の負担軽減に資する業務に配置された場合の人件費
 - ・非常勤職員から常勤職員に雇用形態が変更となり、実質的に新たに職員を配置する場合と同等程度の業務効率化が図られる場合の人件費
 - ・人材派遣・業務委託の経費（これにより新たに人員を配置してタスクシフト／シェアを行う場合の経費）も対象となり得ますが紹介予定派遣の紹介手数料は対象外です。

給付金を活用した更なる賃上げについて

Q29 給付金の支給対象となる取組のうち、「給付金を活用した更なる賃上げ」について、こういった取組が給付対象となるのでしょうか。

A29 事業はベースアップ評価料を届け出ている医療機関等が、生産性向上・職場環境改善等による更なる賃上げ等を行えるよう支援するものであるため、ベースアップ評価料による賃上げを「給付金を活用した更なる賃上げ」とは見なせません。

そのため、本給付金を活用して更なる賃上げを行う場合は、既に雇用している職員についてベースアップ評価料で手当されている部分とは別にベースアップ・手当・一時金のいずれかにより賃上げを行う取組が対象となりますが、医療機関の持ち出しによって、ベースアップ評価料による収入以上にベースアップ分として支出している部分に対して充当することは可能です。

単に職員の人件費の基本給部分や定期昇給部分に充当し、上記のベースアップ・手当・一時金などの形で還元されない場合は、給付対象外です。

Q30 公立病院は人事院勧告に準じて給与を増額している場合があります。この場合、ベースアップ評価料にかかる収入を超える部分であれば、対象経費として考えてよいでしょうか。

A30 公立病院や地方独立行政法人が人事院勧告に準じて給与を増額している場合、当該増額分のうち、地方交付税を充てていることが明確に判別できる部分に本給付金を活用することはできません。

Q31 「給付金を活用した更なる賃上げ」について、対象職種の定めはあるのでしょうか。

A31 薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、看護補助者、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、義肢装具士、歯科衛生士、歯科技工士、歯科業務補助者、診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、臨床工学技士、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士、社会福祉士、介護福祉士、保育士、救急救命士、あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師、柔道整復師、公認心理師、診療情報管理士、医師事務作業補助者、事務職員、その他医療に従事する職員（医師及び歯科医師を除く。ただし、40歳未満の若手医師・若手歯科医師はその限りではない。）充てることができます。

Q32 パート従業員も賃上げの対象になるのでしょうか。

A32 給付金を活用した更なる賃上げの対象は、正規職員に限定したものではなく、パート従業員等も対象となります。

Q33 ベースアップ評価料創設前の令和6年4月にベースアップを実施している場合、令和6年4月及び5月のベースアップ分（基本給等の増加分）お

よびベースアップに伴う法定福利費等の事業主負担の増加分は「給付金を活用した更なる賃上げ」の対象となるのでしょうか。

A33 上記 Q31 の回答に掲げる職種にかかる増加分であれば対象になり得ます。

Q34 令和５年度にすでに賃上げをし、そのまま維持している場合、令和６年度も賃上げをしている、という判断をしてよいのでしょうか。

A34 令和５年度の取組は対象となりません。

Q35 法定福利費等の事業主負担の増加分は、「給付金を活用した更なる賃上げ」の対象となるのでしょうか。

A35 単なる法定福利費等の増加分の支払は、対象となる取組には含まれませんが、ベースアップ・手当・一時金のいずれかにより賃上げを行う取組に伴い生じる法定福利費等の事業主負担の増加分に充てることは可能です。

また、給付額の８３．５％を「更なる賃上げ分」として充てつつ、残りの１６．５％を当該賃上げ分に附随する法定福利費として充てることは差し支えありません。

その他

Q36 訪問看護ＳＴとして「みなし指定」を受けた病院・診療所は支援の対象になるのでしょうか。

A36 「みなし指定」を受けて「訪問看護ＳＴ」のコードが交付され、「病院・診療所」と「訪問看護ＳＴ」のそれぞれで、令和７年３月３１日時点でベースアップ評価料を届け出ていれば両方で申請することが可能です。

Q37 訪問看護ＳＴのサテライト施設は支援の対象になるのでしょうか。

A37 対象になりません。

Q38 例えば、令和７年３月３１日までにベースアップ評価料を届け出ている対象施設の開設者が個人でしたが４月１日以降に開設者が法人に変更となる場合等、３月３１日までにベースアップ評価料を届け出ていた対象施設の開設者が４月１日以降に変更となった場合、支援の対象になるのでしょうか。

A38 例示の場合は実質的には同じ対象施設となるため、対象になり得ます。

また、令和7年3月31日までにベースアップ評価料を届け出ていた対象施設が事業譲渡等によって4月1日以降開設者が変更となった場合も、地域で果たしている役割や機能が実質的に同じと都道府県において判断できるのであれば、対象になり得ます。